

## 令和2年6月農業委員会定例会議事録

日時	令和2年6月17日(水)午後1時27分～午後2時45分
場所	さぬき市市役所 3階 302会議室 議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号～4号)
日程第3	非農地証明願について (会長提出議案第5号～8号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第9号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第10号～13号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第14号) 農用地利用配分計画について (会長提出議案追加第1号)
日程第7	農業振興地域整備計画変更の答申について (会長提出議案第15号～30号)
日程第8	その他
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	無
事務局	藤井 浩事務局長 山下智資課長補佐 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員
傍聴者	無

議長（会長）

ご案内を申しあげました令和2年6月農業委員会定例会の定刻が参りましたので、開会致します。

皆さん、こんにちは。連日、コロナウイルスが報告されておりますが、皆様はいかがでしょう。お元気で毎日、暑い中を田んぼしていただいておりますが、今月から大体、普段の生活に戻りつつあるようでございます。まだ不安な日が続いていますが、いかがお過ごしでしたでしょうか。田植え、小麦の取り入れ等がもう終わったことと思っております。

さて、先日の定例会におかれましては、審議、日頃の活動などいろいろとご報告いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、農地集積・集約化につきましては、推進委員さんらとともに現場活動を活発にお願いしているところでございますが、これから夏が本番になりますので、水分補給などお体に気をつけて頑張ってくださいと思います。

本日の議題であります、各案件につきましては、円滑なご審議ができますよう協力をお願いして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

なお、本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認調査していただいていると思っておりますので、よろしくお願い致します。

さて、本日の出席は17名中17名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席、全員の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。それでは、1番楠委員さん、2番蓮池委員さん、両委員さんよろしくお願い致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告、事務局より報告をお願い致します。

事務局

それでは、別にお配りしておるA4の横の用紙をご覧ください。

まず、農地法第18条第6項の規定による通知を1件受理しています

貸人は●●●●の●●●●様、借人は●●●●の●●●●様で、解約の理由は売買のためです。

1枚めくっていただいて、次は、使用貸借に係る農地の返還通知書ですが、10件受理しております。

貸人が●●●●、●●●●様、借人が●●●●、●●●●様で、返還理由は借人の死亡となっております。

次に、貸人が●●●●、●●●●様、借人が●●●●●●●●の●●●●様で、返還理由は売買のためです。

貸人が●●地区、●●●●様、借人が●●●●●●●●の●●●●様で、返還理由は売買のためです。

貸人が●●●●●●の●●●●様、借人は●●●●●●地区の●●●●様で、これも返還理由は売買のためです。

貸人は●●●●●●の●●●●様、借人は●●●●●●地区の●●●●様で、返還理由は耕作不能です。

貸人は●●●地区の●●●●様、借人は●●●地区の●●●●●●●●で、返還理由は借手の都合です。

第7号、第8号は農地機構を通しての貸借となっており、貸人は●●●●様、借人は●●●●●●●●で、返還理由は転用のためです。

第9号、第10号も農地機構を通しての貸借で、貸人は●●●●様、借人は●●●●●●●●で、返還理由は転用のためです。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。

続きまして、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第4号までを議題とし一括上程致します。なお、今月の議案で、第2号、第3号、第4号は寒川議員と私の関係する議案になりますので、除斥対象



様。申請地、●●●●●●●●●●番、地積1, 664㎡。●●●●●●●●●●番、地積1, 381㎡、台帳地目、現況地目ともに田。譲渡人の申請事由、●●●●●●●●●●。譲受人の申請事由、●●●●●●●●●●。権利は●●●●●●●●●●を伴うもので、経営面積9, 292㎡、受人従事数2。資料は3ページでございます。申請地は広瀬橋から南西300mほどに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行っております。

続きまして、会長提出議案第4号、地区番号5、受付年月日、令和2年6月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●他2筆、計3筆、台帳地目、現況地目ともに田。地積合計2, 768㎡。譲渡人の申請事由、●●●●●●●●●●。譲受人の申請事由、●●●●●●●●●●。権利としては●●●●●●●●●●。経営面積8, 036㎡、受人従事数2。資料は4ページでございます。こちら、議案第9号関連案件であり、無断転用の是正とともに申請を行っているものでございます。申請地は●●●●●●●●●●すぐ東に位置し、譲受人の居住地すぐ近くであり、譲受人については農地の経営面積の保全管理も行っております。

第2号は●●●●●●●●●●の案件、3号、4号は●●●●●●●●●●の案件で下限面積を満たし、権利は●●●●●●●●●●を伴うものでございます。以上となります。

議長（会長職務代理人）

事務局からの説明が終わりました。  
それでは、●●地区の代表から調査結果の報告をお願いします。

岡村義弘委員

先ほど事務局より説明があったとおりで、問題なかろうということ。ご審議をお願い致します。

議長（会長職務代理人）

続いて、●●地区の説明をお願いします。

十河道夫委員

3号議案は、お兄さんから弟への●●であります。4号議案は、農作業受委託契約で、長年耕作していた農地を●●●●●●●●●●という形にしますので、問題ございませんので、よろしくをお願いします。

議長（会長職務代理人）

地区代表の報告が終わりました。何か質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長職務代理人）

ないようでございますので、それでは、議案第2号から第4号につきましてお諮り致します。議案第2号から第4号について異議はありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長職務代理人）

それでは、議案第2号から第4号を原案のとおり認めることと致します。  
退席されている寒川委員、松原委員の着席を求めます。

（寒川委員、松原委員 着席）

議長（会長）

続きまして、日程第3 非農地証明願について、会長提出議案第5号から第8号を議題とし一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の2ページをご覧ください。今回の非農地証明案件としましては4件でございます。面積にして3, 155㎡の7筆でございます。それでは、個別案件についてご説明をさせていただきます。

会長提出議案第5号、地区番号2、受付年月日が令和2年6月1日。申請人は



きたいと思います。沿革を申し上げますと、さぬき市●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、現在の●●●●●●●●●●から南へ約1.5 kmに位置し、周辺地は山林に囲まれた状況でございます。申請者は平成21年に取得し、近隣町に在住でございます。既に現況では農地への進入路もなく耕作放棄された現在に至り、写真の18ページでございますけども、ご覧のとおり、原野あるいは山林化が著しくなっているところでございます。18ページの左側のほうが●●●●●●●●●●番のほうでございます。これと右側が●●●●●●●●●●番の状況でございます。右側の●●●●●●●●●●番につきましては、既に非農地と該当判断をされているものでございます。以上でございます。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●●●地区、●●●●地区、●●●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。  
まず、最初、●●●●地区、お願いします。

蓮井セツ子委員 議案第5号でございますが、先ほど事務局が説明したとおりでございます。農道がきちっと整備されておりましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長） 続きまして、●●●●地区代表委員からの報告をお願いします。

岡村義弘委員 6号議案についてでございますが、もう完全に山林化した状況で止むを得ないと思います。

大塚ノブ子委員 第7号の報告を致します。6月14日、農業委員、推進委員で見てまいりました。それで、写真のとおりです。説明は事務局の説明のとおりですので、皆さん、この日よろしかろうという判断を致しました。よろしくご検討ください。お願いします。

議長（会長） 続きまして、●●●●地区代表委員からの報告をお願いします。

芳竹和政委員 それでは、説明致します。●●●●地区推進委員の4人で、今朝、現地を見てまいりました。現地に行くにも不便なほど生え茂っており、写真でご覧いただいたとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員からの報告が終わりました。議案第5号から第8号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第5号から第8号までにつきましてお諮りします。議案第5号から第8号までについて異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第5号から第8号までを原案のとおり認めることと致します。続きまして、日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第9号を議題とし上程致します。なお、第9号は寒川委員の関係する議案になりますので、除斥対象議案になりますので、寒川議員の退席を求めます。

（寒川委員 退席）（佐藤委員 退室）

議長（会長） では、事務局より説明を求めます。

事務局	<p>議案書の3ページでございます。農地法第4条に基づく申請審議について、今月の4条の案件は1件ございまして、面積にして212㎡、1筆でございます。それでは、個別の案件を説明致します。</p> <p>会長提出議案第9号、地区番号は5、受付年月日、令和2年6月1日。申請人は●●●●、●●●●様。申請地は●●●●●●●●番●、台帳地目、田、現況地目、宅地、地積は212㎡。転用目的は住宅拡張で、建築面積は併せ利用地と合計で225.81㎡です。工事着完年月日は昭和49年4月1日から昭和50年1月30日、農地区分は第2種農地です。備考と致しまして、無断転用で、併せ利用地がございます。資料につきましては19ページから20ページで、場所につきましては、19ページの左側に位置図を掲載しております。</p> <p>申請地の概要でございますが、さぬき市●●●●、●●●●から北へ約1.1kmに位置し、申請地の隣接は田、宅地及び道路に接しております。土地利用計画図等に記載されておりますように、申請人は昭和49年頃から昭和50年頃にかけて、家族が増え、また、農機具やトラクター等の農機具置場が不足していたため、止むを得ず住宅拡張したものであり、今般、改めて無断転用の是正をすることです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。</p>
十河道夫委員	<p>ご報告を申し上げます。昭和49年ですから、もう40年以上前のことです。お父さんが無断転用という形になっておりますので、先ほど認定になりました第4号議案と一緒に現地を確認させていただきました。問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。</p>
議長（会長）	<p>地区代表委員からの報告が終わりました。議案第9号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。</p>
全委員	<p>「質疑なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第9号につきましてお諮りします。議案第9号について異議ありませんか。</p>
全委員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第9号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。</p> <p>退席されている寒川委員の着席を認めます。</p> <p>(寒川委員 着席)</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第10号から第13号までを議題とし一括上程致します。それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページでございます。農地法第5条に基づく申請審議について、今月の5条の案件は4件ありまして、面積にして1,691㎡、6筆です。それでは、個別の案件を説明致します。</p> <p>会長提出議案第10号、地区番号は2、受付年月日、令和2年6月1日。譲渡人で●●●●●●●●、●●●●様。譲受人で●●●●●●●●、●●●●様。</p>





い土地を検討していたところ、農業継続の困難となった土地所有者との話がまとまり、併用地の宅地部分と当該申請地で住宅の建築と進入路を確保したく転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

蓮井セツ子委員 議案第10号でございますが、事務局の説明どおりでございます。分家住宅でございますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●地区、お願いします。

岡村義弘委員 11号、12号に関して、事務局の説明どおりで、現時点での申請については何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどをお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十河道夫委員 第13号議案ですが、位置図を見ていただいたとおりでございます。非常に奥まったところを利用するために進入路として、周りの所有者も含めて同意を頂いておりますので問題ないと思っておりますが、よろしくをお願い致します。

議長（会長） 各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第10号から第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号から第13号までにつきましてお諮りします。議案第10号から第13号までについて異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号から第13号までを原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第14号を上程致します。では、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第14号についてご説明致します。

初めに、農地機構への所有者移転から説明します。出し手は●●●●様で1筆、●●●●様で2筆、●●●●様で1筆、●●●●様で4筆の合計4件が出ております。

次に、6ページをご覧ください。ここからは賃借についてご説明致します。

個人が4件、法人が2件、中間管理機構が11件の合計17件となっております。17件のうち、新規が11件、再設定が6件でございます。17件のうち、賃借権が2件、使用賃借権が15件となっております。賃借権の内訳としましては、20,000円が1件、10,000円が1件となっております。期間は、10年が4件、6年が7件、5年が3件、3年が2件、1年が1件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の説明を致します。別にお配りしているA3の用紙をご覧ください。件数は19件で、貸付先は個人のみとなっております。設定する権利の種類は使用賃借権のみで19件、期間として

は、10年が4件、6年が12件、3年が3件となっております。利用内容は、水稲、麦、露地野菜の作付となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑がある場合は、整理番号指定の上ご発言を願います。

岩崎治樹委員（挙手）

議長（会長） どうぞ。

岩崎治樹委員 事務局にちょっと質問やけど、使用貸借の分については、売買のためと書いているけど、こっちの利用集積の審議には、全部、中間管理機構へ通している。だったら、使用貸借のところに何か書き方があるのでは。こっちの使用貸借の返還通知書には売買と提案出している。言っている、意味分かりますか。返還通知書には売買のため、貸手、借手の解約。この書類では。今、説明しとる分には、全部その案件が中間管理機構へ出してきている。だったら、整合性がつかないのでは、この書き方だったら。

事務局 売り買いの部分は、最初の。

岩崎治樹委員 2号と4号。

事務局 5ページの所有者移転は、農地機構へ売るためのものです。ほんで、そこから後は、6ページ以降は貸し借りのことについて書いているものなので、5ページは農地機構に売るための所有者移転です。

岩崎治樹委員 ほな、これ、こういう書き方でええんか。ごめん、ごめん。

議長（会長） ほかにございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは議案第14号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることと致します。  
それでは、ここで追加議案として、農用地利用配分計画について、を上程したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） 暫時休憩致します。あの時計で15分まで。

休 憩

議長（会長） 15分が参りましたので、再開致します。  
それでは、会長提出追加議案第1号 農用地利用配分計画についてを追加提案致します。それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 この農用地利用配分計画は、機構として担い手に貸している土地を、そのまま

違う方に貸付先を変える処理となっております。

農用地の利用配分計画は6件ありまして、貸付先はすべて個人の方で、設定する権利はすべて使用貸借権で、期間は4年11ヶ月の6件です。利用内容と致しましては、水稻、麦の作付となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑等はありませんでしょうか。

楠 豊委員 名前、何ていうの。

松岡浩二委員 借受者の名前が読めん。

事務局 「●●●」と読みます。●●地区で以前、講演していただいた●●●●先生、●●●の方いらっしゃったじゃないですか。そのお知り合いの方です。県外から来られているようです。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認致します。

続きまして、日程第7 農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第15号から第30号までを一括上程致します。なお、今月の議案で、第20号、第28号は寒川委員の関係する議案になりますので、除外対象議案になりますので、後で別審議と致します。では、事務局より説明を求めます。

事務局 今回の農用地域からの除外案件は13件で、面積にして8,036.16㎡、18筆となっております。それと、あと農用地域への編入については1件、面積にして913㎡、1筆ございます。

それでは、農用地域からの除外の個別案件について説明致します。

初めに、会長提出議案第15号でございますが、申請の位置でございますが、29ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●から南西へ約210mのところの位置しております。

続いて、会長提出議案第16号でございます。申請の位置でございますが、資料の31ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●●●●●から北へ約90mのところの位置しております。

続いて、会長提出議案第17号でございます。申請の位置でございますが、33ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●●●●●から東へ約250mのところの位置しております。

続いて、会長提出議案第18号でございます。申請の位置でございますが、35ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●●●●●から北北東へ約890mのところの位置しております。

続いて、会長提出議案第19号でございます。申請の位置でございますが、37ページをご覧くださいと思います。●●●●●●●●●●から北東へ約860mのところの位置しております。

続いて、会長提出議案第21号でございます。申請の位置でございますが、42ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●●●●●から南へ約260mのところの位置しております。

続いて、会長提出議案第22号でございます。申請の位置でございますが、44ページをご覧くださいと思います。●●●●●●●●●●から南へ約380mのところの位置しております。



大塚ノブ子委員	<p>21号についてご報告致します。6月14日、農委、推進委員で回りました。地図を見ていただいたら分かりますように、これはもう言うことないと違いますかという意見が出ました。皆さん、よろしくご検討ください。お願いします。</p> <p>それと、第22号、●●●●、●●さんの件ですけれども、第1種農地です。そこに家が建ちます。その代わりに、第30号に代替農地として913㎡を持ってきました。いかがでしょうか。よろしくご審議ください。お願いします。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、●●地区、お願いします。</p>
十河道夫委員	<p>15日に現地確認致しました。全員で確認しまして、23号から29号まで、それぞれの位置と用途の確認をしまして、除外は全員止むを得ないということでしたので、ご審議のほうよろしくお願い致します。</p>
議長（会長）	<p>●●地区大塚さん、第30号をお願いします。</p>
大塚ノブ子委員	<p>それでは、第30号の説明を致したいと思います。6月14日に農委、推進委員で回って現地を確認致しました。これは第22号との関連で、第1種農地に分家住宅が建ちます。よって、その代わりにの代替地として、●●●●●●●●番地の田、農地913㎡を持ってまいります。いかがでしょうか。お願い致します。</p>
議長（会長）	<p>各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第20号、第28号を除く議案第15号から第30号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めません。ございませんか。</p>
全委員	<p>「質疑なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第20号、第28号を除く議案第15号から第30号までにつきましてお諮りします。議案第20号、第28号を除く議案第15号から第30号までについて異議ありませんか。</p>
全委員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第20号、第28号を除く議案第15号から第30号までについて原案のとおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、寒川委員の関係する議案である議案第20号と第28号の審議に入りますので、寒川委員の退席を求めます。</p> <p>（寒川委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>では、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>農用地域からの除外案件が2件あり、面積にして612㎡、3筆でございます。</p> <p>会長提出議案第20号でございますが、申請の位置は、資料40ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●から南南東へ約690mのところに位置しております。</p> <p>続いて、会長提出議案第28号でございますが、申請の位置は、資料57ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●●●から南西へ約500mのところに位置しております。以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終わりました。本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。ま</p>

ず、最初、●●地区、お願いします。

岡村義弘委員 申請人は所有者の孫に当たりまして、この方が分家住宅を建てるということで、現地を見ました。所有者の家の近くの土地ということで、問題なかろうということですよ。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十河道夫委員 資料の57ページを見ていただいたら分かると思いますが、道路と併用地の雑種地、事業用地のところであり、資材置場などを建てたいということですので、よろしく願い致します。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第20号、第28号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第20号、第28号につきましてお諮りします。議案第20号、第28号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第20号、第28号を原案のとおり認めることと致します。退席されている寒川委員の着席を認めます。

(寒川委員 着席)

議長（会長） 本日上程の議案につきましては以上ですが、日程第8 その他で事務局ありませんでしょうか。

事務局

ご審議のほう、ありがとうございました。

それでは、次回の定例会のほうをご案内申し上げます。次回は7月13日月曜日、本庁附属棟多目的室のほうで、予定どおり1時半からです。なお、先ほど少しご説明もありましたが、新規就農の方がもう予定があるようでございますので、会長をはじめ、職代、地区代表の方につきましては、1時からの出席のほど、よろしく願い致します。

それと、先月ご案内申し上げました各地区の農業者の方の意見回収でございますが、本日の開催日が2日前倒しとなっておりますので、まだお時間のほうはございますので、追って提出のほう、ご協力のほどよろしく願い致します。

それと、もう1点でございますが、昨年からの農地利用最適化推進委員の改選の概要の説明を少しして、ご案内をさせていただきます。

本日、農業委員の皆さん方のほうに報告できるのが、ちょっと条件もございません。全部が全部申し上げられない部分がございますので、お許しいただきたいと思っております。

今回、推進委員につきましては、現在の農業委員同様に、任期が本年7月19日で満了となるため、条例に伴います定めによりまして、28人の新たな委員の委嘱について行ったものでございます。

については、簡単ではございますが、経緯を申し上げますと、さぬき市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規定に基づきまして、本年2月21日から3月23日までの約1カ月間にわたりまして、皆様方のご協力、また、各農業者の組織の団体、その他関係者に対しまして、推進委員の候補者を推薦するを求めまして、委員になろうとする者の募集受付を行いました。については、内容は、個人推薦が19人、そして、自治会や農事組合法人といった団体からの推薦

が5人、また、自ら応募していただいた方が6人で、合計で30人の応募がございました。

については、その後、当該応募者の中から推進委員の候補者を選出するための定員を超えているところが2地区ございました。それは、富田中・南川地区、それと長尾西・昭和地区、そして、私をはじめ、会長、あるいは会長職務代理、そして、地区代表者による面接を5月21日に行いまして、については、評価点数の合計が上位の2名ずつの28名を予定で委嘱するという形の予定者を、来月の定例会、7月13日に書面にて28名の名簿をお渡しして、新たな農業委員さんのところで（案）として提示をしたいと思っておりますので、報告を終わらせていただきたいと思っております。

なお、この説明が、明後日ならばお名前もお出しできる場所でしたが、明日、本議会がございまして、農業委員と推進委員重複の方がいらっしゃるということでもございますので、簡潔に口頭での説明にてご了承いただきたいと思っております。以上です。

議長（会長）

ほかに何かございませんか。

以上をもちまして、令和2年6月農業委員会の定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（14時45分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・非農地証明願について  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

・農用地利用配分計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

・農業振興地域整備計画変更の答申について  
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 1 番

署名委員 2 番